



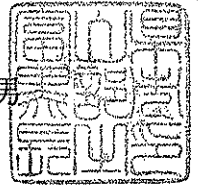
黒部市告示第159号

字の区域の新設について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり新設するものとし、同条第2項の規定により告示する。

平成18年12月25日

黒部市長 堀内 康 男



字の区域の新設に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を廃止し、新たに大字「黒部峡谷口」を設定する区域		
	大字名	字名	地番
黒部市	宇奈月温泉	桃原	389の2、389の7、424の7、453の8、453の9、453の14、483の3、483の4、484の5、484の6、484の9、484の12、484の15、517の1、517の2、521の1、521の2、521の3、522の3、563の1、563の2、565の1、566の2、566の3、569の3、571の2、572の2、573の1、573の3、574の3、585、590の1、592、594の1、584の2、586、587、591、

上記の区域内にある国有地及び市有地の全部を含む。